

# 条例(案)に対する委員のご意見と対応状況

資料 1

委員からの意見	対応状況
<b>条例名</b>	
<p>条例名は「浜田市協働のまちづくり推進条例」でよいか。例えば「浜田市元気づくり・夢づくり条例」「浜田市ゆめ・まち基本条例」など多くの意見を聞いてはどうか（三浦博委員）</p>	<p>市民の皆さんが見た際、協働のまちづくりがイメージできる名称が必要と考えます。また、これまで、「浜田市協働のまちづくり推進条例」という名称で検討してきたことから、現状のままが相応しいと考えます。</p>
<b>前文</b>	
<p>「少子高齢化」という表現はふさわしくない（大橋委員）</p>	<p>「少子高齢社会」という表現に修正しました。</p>
<b>第 1 章 総則</b>	
<p>第 2 条【条文】 事業者の役割や立ち位置を明記できないか（大橋委員）</p>	<p>第 2 条で「事業者」を別途、定義し、第 9 条に「事業者との連携を追記しました。</p>
<b>第 2 章 市民の役割</b>	
<p>第 5 条【解説】 「この「地域の伝統を継承していく」という表現は、第 5 条文中にない（木村委員）</p>	<p>ご指摘のとおりですので、削除します。</p>
<b>第 3 章 市の役割</b>	
<p>第 6 条【解説】 財政支援について、「中山間地域の振興への予算配分」では市全体が支援対象と捉えられる（三浦博委員）</p>	<p>「市街地から離れた中山間地域への予算配分」という表現に修正しました。</p>
<p>第 7 条第 2 項【条文】 又は【解説】 「自らも地域社会の一員として」に続き「公私を問わず」や「公私にわたり」などを加えてはどうか（三浦聖委員）</p>	<p>第 7 条の解説に追加しました。</p>
<p>第 9 条【条文】 事業者の立ち位置を盛り込むことはできないか（大橋委員）</p>	<p>第 2 条に「事業者」を定義するとともに、第 9 条の高等教育機関等との連携に事業者との連携を追記しました。</p>
<b>第 4 章 協働のまちづくり</b>	
<p>第 13 条【解説】 若者・子どもの育成について具体的な記載がほしい（宮本委員）</p>	<p>花田委員の意見も踏まえて修正しています。</p>

第5章 地域協議会	
第14条【解説】 地域協議会の意見が取り入れられるような説明にしてもらいたい（賀戸委員）	解説に一文を追記しました。
第16条【条文】 この後に（地域協議会の権限）として、市（長）が地域協議会の意見を尊重する条文を追加すべき（木村委員）	附属機関が行う答申やご意見については、最大限尊重されるものと理解していません。明文化しないことで最終的な責任は附属機関を設置した行政機関の長が負うという意味合いを持つことから、ここでは追加しないこととします。
第6章 まちづくり活動の推進	
第19条【条文】 地区まちづくり推進委員会の組織に「町内会」の記載をしてほしい。	「町内会」を追記しました。
第20条第2項【解説】 「無理のない取組としていくためには」を削除（木村委員）	削除した表現に見直します。
第22条【条文】 公民館に追加する機能は、まちづくりをサポートする機能ではなく、まちづくりの機能（三浦博委員）	まちづくりの役割となるよう修正しました。
第7章 条例の推進	
第23条【条文】 次のように文言を追加すること。「市は、この条例の周知・啓発をはじめ、推進計画を策定し、その進捗について・・・」（木村委員）	推進体制を含め検討委員会の中で検討します。
第23条【条文】 「検証」は計画がないとできない。「報告」という表現がいいのでは（塚本委員）	
第23条 検証組織について、条例作成に関わった現条例検討委員で行ったほうが良いのでは（木村委員）	
その他	
地域づくり・まちづくりは、社会教育が担う人づくりが底辺にあり、必要性を条文に入れてはどうか（三浦博委員）	ご意見の内容は、中央教育審議会の答申でも示されている内容であることから、条文には規定せず、解説への記述とします。
検討部会の報告書とのリンク、「浜田市まちづくり推進委員会認定要綱」、「浜田市総合交付金制度」など総合的に整理する必要があるのでは（三浦博委員）	現在もお互いの摺り合わせを行いながら進めていますが、条文を整理する最終段階においても再度摺り合わせを行います。
助詞の使い方、字句の使い方（三浦委員）	法令担当部署とも確認を行います。

<p>【逐条解説】（花田委員）</p>	<p>ご意見のあった内容に修正しました。  前文【条文】【解説】 第2条【解説】  第3条【解説】 第5条【解説】  第7条【解説】 第9条【解説】  第10条【解説】 第11条【解説】  第12条【解説】 第13条【解説】  第22条【解説】</p>
<p>地区まちづくり推進委員会の位置づけについて</p>	
<p>第19条【解説】 「自治区制度の良いところを引き継ぐ」ことを強く意識できる表現ができないか。自治区から地区まちづくり委員会という小さな拠点に代わると思う（三浦博委員）</p>	<p>前回の委員会の中でご意見のありました、地区まちづくり推進委員会の推進について、これまでの制度の良いところを引き続き推進していくという市の方針に関する文言を、第19条の解説に追記しましたのでご確認ください。</p>
<p>第19条【解説】 地区まちづくり推進委員会の組織の設立を推進するような表現を追記できないか（塚本委員）</p>	
<p>第16条第2項【条文】【解説】第19条【条文】  第20条第1項【解説】第21条第1項【解説】  「地区まちづくり委員会」という組織が出てくる中、様々な活動団体と並行して記述され、同様の扱いとなっている。位置づけについて整理すべき（三浦博委員）</p>	<p>「公民館のコミュニティセンター化検討部会検討結果報告書」の11ページ（業務）にも記載があるように、地区まちづくり推進委員会の位置づけについては、地域の実情によって異なります。</p> <p>各地域の実情に合ったまちづくり活動ができるよう、並列した記述のままとします。</p>
<p>第19条【解説】 「その役割は、地域の状況により変化することも考えられます」を削除（木村委員）</p>	
<p>「地区まちづくり委員会」のみの記載とする。町内会、自治会、各団体、NPOは地区まちづくり委員会のサポートとすべき（齋藤委員）</p>	
<p>まちづくりに取組む団体に線は引かず、広い範囲で、色々な団体にまちづくりを進めるべき。（塚崎委員）</p>	

